

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	道路法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案
規制の名称	①占有物件の追加(道路法施行令第7条関係) ②特定行政庁の許可により道路内の建築制限を緩和する建築物の追加(建築基準法施行令第145条関係)
規制の区分	規制の緩和
担当部局	①国土交通省道路局路政課 ②国土交通省住宅局市街地建築課
評価実施時期	令和5年9月21日
規制の目的、内容及び必要性等	①占有物件の追加 高速自動車国道又は自動車専用道路のSA・PAに設置可能な占有物件として、水素等のガソリン以外の動力源を供給する施設(以下「水素等供給施設」という。)を規定することとする。 ②特定行政庁の許可により道路内の建築制限を緩和する建築物の追加 特定行政庁の許可により例外的に高速自動車国道又は自動車専用道路内に設けることができる建築物として、水素等供給施設を規定することとする。
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	①占有物件の追加 水素等供給施設に係る占有の許可を行おうとする者が当該申請に要する書類の作成費用 ②特定行政庁の許可により道路内の建築制限を緩和する建築物の追加 水素等供給施設に係る建築許可の申請を行おうとする者が当該申請に要する費用
(行政費用)	①占有物件の追加 道路管理者が水素等供給施設に係る占有の許可申請の審査に要する費用 ②特定行政庁の許可により道路内の建築制限を緩和する建築物の追加 特定行政庁が水素等供給施設に係る建築許可の申請の審査に要する費用
直接的な効果(便益)の把握	水素等供給施設を、民間事業者等による設置が可能となるよう、道路法上の占有物件及び特定行政庁の許可により例外的に高速自動車国道又は自動車専用道路内に設けることができる建築物に追加することによって、高速自動車国道又は自動車専用道路内で水素等供給施設が増加し、当該道路内で自動車への水素等のガソリン以外の動力源の供給が容易となり、円滑な交通が確保される。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	・当該規制緩和においては、遵守費用として水素等供給施設に係る占有の許可を行おうとする者が当該申請に要する書類の作成費用及び当該施設の建築許可の申請を行おうとする者が当該申請に要する費用が、行政費用として道路管理者が水素等供給施設に係る占有の許可に要する費用及び特定行政庁が当該施設に係る建築許可の申請の審査に要する費用がそれぞれ発生するが、いずれも軽微である。 ・一方、当該規制緩和によって、民間事業者等による水素等供給施設の整備手法の選択肢が広がり、これに伴う施設の増加によって、当該道路内で自動車に水素等のガソリン以外の動力源の供給が容易となり、円滑な交通が確保されるという効果が見込まれる。また、副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。 ・上記を踏まえ、効果が費用を上回ると考えられることから、当該規制緩和は妥当である。
代替案との比較	当該規制緩和は、民間事業者等による水素等供給施設の設置を促すことによって、高速自動車国道又は自動車専用道路の円滑な交通を確保することが目的であり、当該目的を達成するための手段として、高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける水素等供給施設を占有物件及び特定行政庁の許可により例外的に高速自動車国道又は自動車専用道路内に設けることができる建築物に追加規定するものである。この点、SA・PAのスペースや高速自動車国道及び自動車専用道路そのものが閉鎖空間であるといった制約上、高速自動車国道又は自動車専用道路の自動車駐車場上に水素等供給施設を設置する場合、当該規制緩和以外の方法が想定されない。
その他関連事項	社会資本整備審議会道路分科会第53回国土幹線道路部会(令和5年2月16日)において、カーボンニュートラルへの対応として、以下について取り組むこととされた。 ・EV充電施設:設置スペースの確保や充電待ちの削減への対応 ・水素ステーション:設置スペースの確保や運営事業者の確保
事後評価の実施時期等	当該事前評価書記載の各規制については、施行から5年後(令和10年度)に事後評価を実施する。 【指標等】 高速自動車国道又は自動車専用道路において、占有物件及び道路内に建築することについて特定行政庁の許可を受けた建築物として設置された水素等供給施設の設置状況を把握することとする。
備考	